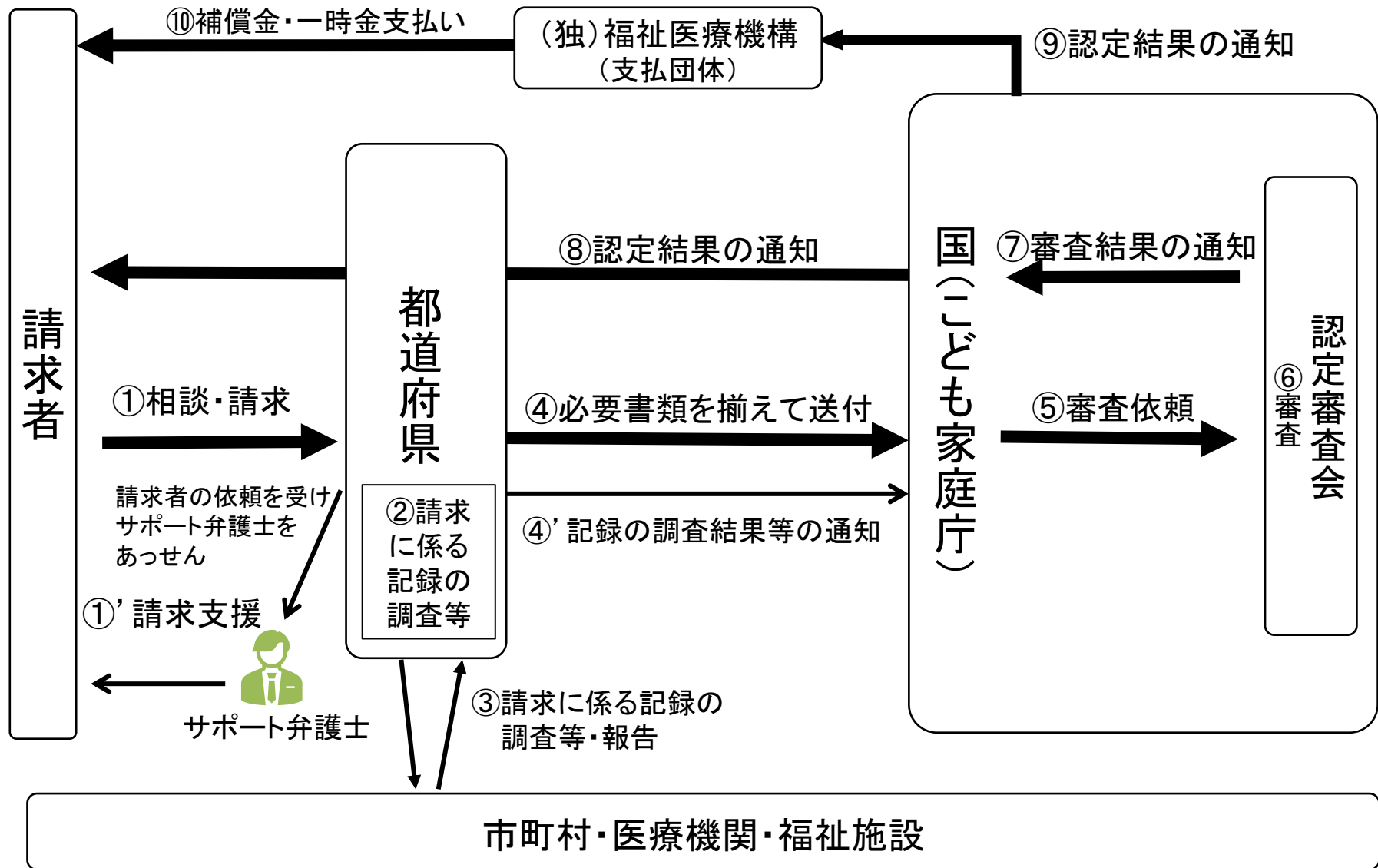


旧優生補償金・一時金支給手続の流れ(イメージ)



※ 上記の流れは、現在居住している都道府県内で優生手術・人工妊娠中絶を受けていた場合。現在居住している都道府県以外で優生手術・人工妊娠中絶を受けていた場合は、請求は、現在居住している都道府県に対して行い、調査等については、国(こども家庭庁)からの通知を受けて、優生手術・人工妊娠中絶を受けていた都道府県が実施。

※ 請求者が、記録等により補償金・一時金の支給対象者に該当することを確認できる場合には、⑤～⑦は省略。